

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

親族の範囲

Q: 税法において「親族」という言葉がよくでてきますが、「親族」とは、どの範囲をいうのでしょうか。

A: 税法において様々な形で「親族」という言葉が現れます。「生計を一にする親族」などの規定は税法上ありますが、「親族」については税法上、特に規定を置いているわけではなく、民法上の規定によっています。

親族とは、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族（民法725条）をいいます。

このうち、血族とは、血のつながりのある親族であり、両親、兄弟、子どもはもちろんのこと、叔父、叔母、甥姪などがこれに該当します。

一方、姻族とは、配偶者の血族および血族の配偶者が該当し、例えば、妻の両親・兄弟・自分の兄弟の妻などが含まれます。

また、親等の数え方は、親族間の世数を数えます。両親は1親等、兄弟、孫は2親等となります。

兄弟などの傍系親族の場合は、一旦、始祖、つまりその親に戻って計算することとされていますので、自分もしくは配偶者の兄弟では2親等、叔父や叔母は3親等と数えます（民法726条）。

この親等の数え方は、血族、姻族によって異なることはありませんので、自分の親でも配偶者の親でも1親等には変わりません。

ちなみに、娘婿も当然のことながら1親等親族となります。

